

前回審議会（7/28 開催）で出された主な意見

相談支援体制について

- 総合窓口による電話相談ももちろん有効であると考えているが、あくまで仕組みの1つであって、そこで様々な課題が全て解決できるわけではないため、柔軟に考える必要があるのではないかと。窓口で電話を受けるだけでなく、現場（当事者）を回っていく中で課題を把握し、必要な機関につなぐという考え方が必要ではないかと。
- どのような資格を有する方に総合窓口の業務を担ってもらおうかという視点も大事だが、それよりも、その方が人権感覚に優れた方か、ある程度人権課題への対応経験があるかという視点が重要ではないかと。資格を有していれば窓口業務が務まるということではないであろう。
- 国立市の場合、現状はそれぞれの機関で相談に対応しているかと思うが、どのように横で繋がっているかよくわからない。実際には様々な機関が関わっているはずであるが、それをきちんと図にするなり、間のつながりを見える形にしておくことも重要。
- 行政の窓口に来る方へは、ある意味対応しやすい（できる）。それよりも、窓口に来ない方、社会から孤立してしまっている方、隠れた問題のほうが深刻であり、そのような方にどう対応できるかといったことを考えることも必要ではないかと。人と人との関係の希薄さからくる問題に対して、やはり、人と人との交流によって表面化してくる問題もあるため、制度的な枠組みと同時に、そういった人と人とのつながりの大切さ、まちづくりという部分も大事にする内容にできないかと。
- 行政の弱点として“縦割り”という部分があるかと思うが、その意味で、総合的な窓口があることは、相談したいがどの部署に行く（聞く）べきか迷っている方に対しては有効ではないかと。一方で、行政の窓口で解決できる問題は一部に過ぎないため、市民の意識を高めるための啓発や周知等も重要ではないかと。
- 広く相談を受けるという意味では、SNSを活用した相談というものも有効な手段ではないかと。入口の多様化ということで、様々なツールを活用することは重要。

救済について

- 基本方針の審議で最も重要なテーマであり、様々な意見が出る部分だと認識。しっかりと議論することが重要。
- 川崎市の場合も、かなり慎重に救済手続きを踏んでいる。あまり躊躇すると何も対応できなくなると思うが、非常に難しい問題である。
- 人権侵害の救済機関としては、本来であれば裁判所が金銭的な賠償や行為の禁止という点で対応するものとするが、これには非常に時間を要する。では行政が出来ることは何かといえ、何が人権侵害に当たるのかを行政が判断することは非常に難しく、ヘイトスピーチのような枠に当てはまるものであれば対応できるのかもしれないが、行政の救済についてあまり理想を高く持ちすぎても、どこまで体制が組めるのかという疑問がある。そのように考えると、明らかな人権侵害だと判断できる場合において、公表というところまでが行政の介入できる部分ではないか。また、教育や啓発、被害者への支援、考える場を設けるという点に重点を置いた施策が大事ではないか。
- 相談者の中には、医学的なアプローチが必要と思われるケースも少なくない。判断を誤らないためにも、医学的な措置（医師との連携）という視点も救済の1つとして検討する必要があるのではないか。
- 差別は犯罪であるという基本的な認識を市として明確に打ち出すことが重要。その意味で、人権に関する教育・啓発は当然重要であるが、そこに留まらない具体的な救済（川崎市の罰則等を参考に）が必要ではないか。
- “加害者”がいる前提で救済を想定していくのか、いわゆる“環境型”のような、特定の加害者がいないような人権侵害の救済も対象にしていくのかの整理が必要ではないか。また、もし司法的な救済を除くとすればやはり相談体制が重要となるため、職員が専属で対応するということに限らず、きちんと部署をつくるなど体制を整える必要があるのではないか。
- インターネット上での差別的書き込みについて、削除要請など対応ができないか。
- どのような救済があるのか、他自治体の条例を参考に、分類した資料を次回審議会で示してほしい。